

令和2年6月19日

身元引受人 各位

社会福祉法人 永友会  
特別養護老人ホーム 鶴亀ながい  
施設長 米田 勝彦

### 新型コロナウイルス感染症に関わる面会制限の段階的緩和のお知らせ

拝啓 薄暑の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は施設運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症蔓延予防のため、面会制限にご理解とご協力を頂いていることへも併せて感謝申し上げます。お陰様で、入居者様への感染もなくお過ごし頂くことが出来ております。

さて、5月25日に緊急事態宣言が全国的に解除されましたが、岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的な対処方針（令和2年5月26日改定）で、4（4）イ施設内感染の防止①医療機関及び高齢者施設等において「面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと」と示されております。加えて、第2波や第3波の感染も懸念されております。

しかし、流行性インフルエンザ対策として、面会制限を開始して6ヶ月以上が経過しており、入居者様はもとよりご家族様も心配が募っていることと思います。岩手県内では感染者が出ておりません。また、本日6月19日より国の段階的緩和措置もとられております。

そこで、7月1日より以下の対策を行い、面会制限を緩和させて頂きたく、ご理解のほどをお願い申し上げます。

尚、以下の対策については盛岡管内の各施設において協議された内容を盛り込んでおります。

#### 下記の緩和対応は、7月1日からとします。

1. 2週間以内に息苦しさ（呼吸困難）や強い怠さ（倦怠感）高熱等の症状がない
2. 4日以内に発熱や咳など比較的軽い風症状がない
3. 当日の体温が37.5℃未満で体調に問題（下痢・嘔吐・味覚臭覚障害）がない
4. 手洗い・うがいとアルコール消毒し、マスク着用し面会簿に記入
5. 1度の面会者人数は2人までとし、15分程度の面会時間として頂きたい
6. 首都圏及び北海道からの面会禁止は継続
7. 居室での換気を行いながら面会とし、他の入居者様との交流は避ける

上記の注意点を来荘時に確認させていただきます。

【裏面へ続きます】

その他にも当施設では以下の対策を継続しております。こまめな換気を行い「密閉」を、必要最小限の人数での会議などで「密集」を、社会的距離を保ち「密接」を避けております。

全ての職員はマスクを着用し、手洗いを実践し、設備や機器など共有部分は定期的に消毒を行っております。毎日出勤前に体温を測定し、風邪症状のある場合は出勤をさせておりません。

再度の緊急事態宣言の発令や県内での感染者発生など、状況が変化した場合は面会制限を強化する可能性お含み置き下さい。

職員につきましても、感染予防を徹底しながら対応をさせていただきます。

面会制限に関しましてのご親戚の方々への連絡につきましてもお願い申し上げます。

敬具

その他、ご質問などございましたら、下記担当宛までご連絡くださいますよう併せてお願い致します。

特別養護老人ホーム 鶴亀ながい

電話：019-632-8008

担当：藤原